地拵事業仕様書

椎葉村

一般的事項

⑴　事業予定表の期日を厳守すること。

⑵　明示のない事項及び不明の点については、すべて監督員の指示を受けて行うこと。

⑶　作業に当たっては、労働関係法令の規定を順守するとともに作業員の危険防止については厳重な注意を行うこと。

⑷　事業地内の火災予防に万全を期すること。

⑸　作業個々の具体的事項については、次の作業仕様により実施すること。

全刈り条寄せ地拵え作業仕様

⑴　区域内にある笹、雑草等はすべて地際から15センチメートル程度に刈払うこと。

⑵　区域内にある立木及び低木類はすべて地際から15センチメートル程度から刈払い、乾燥するよう地面に刈敷くこと。

⑶　刈払い又は伐倒した物件及び主伐時に残された末木枝条は、枝払い細分処理を行ったうえ、谷筋に巻落したものが沢筋をふさぎ災害発生の原因とならないように注意すること。

⑷　巻落し困難な場所は、次のように条状に集積すること。

(ｲ) 条の方向は原則として水平とすること。

(ﾛ) 刈払い又は伐倒物件の条寄せの幅は監督員の指示に従うこと。

(ﾊ) 集積幅の下端に当たる場所には、点状に杭を打つか、刈足を高くして集積物の転落を防止する措置を行うこと。

⑸　区域内に生育する有用稚樹は残存すること。ただし、作業に支障がある場合は、監督員の指示を受けて処理すること。